



冬ぼたん

Yamamoto Acc office



山本総合会計ニュース

編集発行人
税理士

山本孝久

〒152-0003
東京都目黒区碑文谷5-12-1
TS碑文谷ビル2F
TEL 03 (3791) 8863
FAX 03 (3791) 8292

◆ 12月の税務と労務

12月

(師走) DECEMBER

23日・天皇誕生日 24日・振替休日

国 税 / 給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国 税 / 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

及び保険料控除申告書の提出

今年最後の給与を支払う前日

国 税 / 11月分源泉所得税の納付 12月10日

国 税 / 10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)

1月4日

国 税 / 4月決算法人の中間申告 1月4日

国 税 / 1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合)

1月4日

日	月	火	水	木	金	土
.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31

地方税 / 固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付

市町村の条例で定める日

労 務 / 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払

届

支払後5日以内

ワン
ポイント

退職所得の個人住民税の10%税額控除の廃止 個人住民税は、前年の所得に対し翌年に課税されますが、退職所得に関しては、他の所得と分離して退職所得の発生した年に課税されています。この特殊性のため、退職所得の個人住民税から10%税額控除する措置がとられていましたが、平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等からこの措置が廃止されます。

Q

障害者への保険給付

A

公的年金に加入している間にケガや病気（傷病）になり、その初診日（初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）から一年六カ月を経過した障害認定日（その期間内に傷病が治った（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態をいう）ときは、その治った日）に、一定の障害等級に該当する障害の状態になったときには障害給付が行われます。

ただし、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの間に国民年金の被保険者期間がある場合は、一定の保険料を納付していることが要件です。なお、障害認定日は、医師等の意見に基づき決定されますので、同じような症状でも異なることがあります。

Q1

初診日に国民年金の被保険者であった場合

一五年間厚生年金保険に加入した者（無職の妻と中学生の子

供が二人いる）が離職し、国民年金に加入直後に負ったケガが原因で二級の障害者と認定された場合、どのような給付が受けられるのですか。

A

厚生年金保険には一五年間加入していますが、初診日が国民年金に加入中にあるので、給付は国民年金（二級の障害基礎年金（満額の老齢基礎年金と同額。以下同じ）と子の加算額）から支給されます。

反対に、一五年間国民年金に加入した者が就職し、厚生年金保険に加入した直後のケガが原因で障害者となった場合には、障害厚生年金（被保険者期間は二五年分として計算される）、障害基礎年金、配偶者の加給年金額、子の加算額が支給されます。

Q2

海外から帰国直後に障害者になったとき

海外留学から帰国直後にケガをし、障害者と認定された二五

歳の女性です。私は国民年金に加入したことがないので、給付は行われるのですか。

A

障害給付を受けるには、その傷病の初診日の前日において、その初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間（二〇歳～六〇歳）がある場合は、その期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が被保険者期間の三分の二以上あること、または直近の一年間に保険料の滞納がないことのうちいずれかの要件を満たしていなければなりません。

ただし、この保険料納付要件は、海外から帰国直後のように国民年金の加入が任意である場合や二〇歳に達した直後に初診日がある場合は、保険料納付要件は問われません。障害認定日に一級または二級の障害者と認定されれば、障害基礎年金が支給されます。

Q3

六〇歳以上六五歳未満の間に障害者になったとき

六〇歳の定年後に障害者になったときも給付は受けられるのですか。

A

日本国内に住所を有している六〇歳以上六五歳未満の者が、その間のケガや病気が原因で、障害認定日に障害等級一級または二級の障害者と認定された場合は、国民年金から給付が行われます。

ただし、六四歳まで特別支給の老齢厚生年金を受ける場合は、障害基礎年金とは選択受給となります。

Q4

障害者を雇い入れたとき

障害者を正社員として雇い入れたとき、現在障害者本人に支給されている年金は受けられなくなるのですか。

A

正社員（厚生年金保険の被保険者）となっても、障害年金は給与との調整がありませんので、引き続き全額支給されま

す。
また、厚生年金保険に加入した期間は、当然将来の老齢年金に反映されます。

Q5

障害年金の受給者が六〇歳以後も就労するとき

障害年金の受給者が、厚生年金保険の被保険者として六〇歳以後も就労するときには、老齢年金も支給されるのですか。

A

六〇歳になると、六四歳までは特別支給の老齢厚生年金が支給されますが、現在受給中の障害年金とは選択受給となりません。

ここで注意したい点は、老齢年金は、厚生年金保険の加入期間に応じて支給されますが、給与額（標準報酬月額）により在職支給停止があることです。

一方の障害年金は、老齢年金のように給与との調整はありませんが、障害厚生年金については、障害認定日後の被保険者期間は年金額に反映されませんが、金額は生涯変わりません。選択に当たっては、年金事務所に相談するとよいでしょう。

Q6

六五歳以後の年金額

六五歳以後は、六五歳前と給付内容が異なるのですか。

A

障害基礎年金については、六五歳以降、老齢厚生年金または遺族厚生年金との併給が可能となり、選択肢が増えます。

これは、厚生年金保険の被保険者期間が短かったり、国民年金の保険料の免除期間（一級、二級障害は保険料が全額免除）があれば老齢基礎年金は低くなりますので、定額で支給される障害基礎年金のほうが、保険料を支払った期間に応じて支給される老齢基礎年金より高額になるため、障害基礎年金を選択するケースが多く、保険料を納付したことが年金額に反映されにくいと指摘されたことから、障害を有しながら働いたことを評価するしくみに改められたものです。

障害者となった場合、厚生年金保険の被保険者期間は二五年とみなして年金額が計算されますが、障害認定日後は被保険者

として保険料を納付しても、その期間は障害厚生年金には反映されないため、障害厚生年金より老齢厚生年金のほうが高額になる場合があります。

Q7

傷病 仕事申または通勤途中の

障害となった原因が、通勤中または通勤途中である場合は、労災保険から給付を受けることになるのですか。

A

仕事申または通勤途中の傷病が原因で障害者となった場合は、労災保険から給付が受けられます。

また、その障害の状態が公的年金に定められている障害等級に該当すれば公的年金からも支給されて、給付内容は格段にアップします。

たとえば、無職の妻と中学生の子供が二人いる労働者が、仕事以外のケガが原因で障害等級一級に認定された場合は、前記のとおり障害厚生年金、加給年金額、障害基礎年金、子の加算

額が支給されますが、これが労災事故になりますと、さらに障害補償年金、障害特別支給金、障害特別年金が加算されます。ただし、この場合、障害補償年金は、障害厚生年金等が支給されると二七%減額されます。

① 障害補償給付

障害補償給付は、障害等級に応じて障害補償年金または障害補償一時金に区分されています。一級障害の場合は給付基礎日額の三二三日分の二七%となります。

② 障害特別支給金

障害特別支給金は、障害補償給付（障害補償年金及び障害補償一時金）の受給権者に対して支給されるもので、一時金で三四二万円（定額）です。

③ 障害特別年金

障害特別年金は、賞与等特別給与を算定の基礎とする特別支給金のことです。賞与等が支給されていけば、算定基礎日額の三二三日分の額が支給されます。

国民年金の保険料特例免除制度

社員が退職等（自己都合であるか会社都合であるか等離職理由は問われない）したときには、住所地の市区町村の担当窓口申請することにより、国民年金の保険料が免除される特例制度があります。

本制度は、退職等により所得がなくなり、保険料の支払いが困難になった者について、退職者の前年の所得をゼロとみなして算定し、保険料免除を受けやすくするもので、退職した年度と次年度の2年度に限り適用されます。

国民年金保険料は、本人、配偶者さらには世帯主にも納付義務があることから、申請免除では本人、配偶者、世帯主の所得が基準の範囲内にあることが要件となりますが、失業等による保険料の特例免除については、本人の所得を除外して免除基準に基づき算定されます。

したがって、単身者が失業等した場合は、

世帯所得がゼロとみなされますので、保険料全額・一部免除の対象となりますが（どの免除制度を利用するかは本人が選択できます）、共働きの正規社員である配偶者（または世帯主）がいる場合は、配偶者については通常どおりの方法で所得審査が行われますので、配偶者の所得が所得基準を上回る場合には免除が認められない場合があります。

手続きは、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等を持参して担当窓口で行います。添付書類は、市区町村により異なることがありますので、詳しくは、住所地の担当窓口にお問い合わせください。

免除申請が認められると、その免除期間は保険料を納付したものとみなされ、次の割合で計算された額が将来の老齢基礎年金額に反映されます。

- | | |
|------------|------|
| ① 全額免除期間 | 8分の4 |
| ② 4分の3免除期間 | 8分の5 |
| ③ 半額免除期間 | 8分の6 |
| ④ 4分の1免除期間 | 8分の7 |

振替加算

老齢厚生年金や障害厚生年金に加算されている加給年金額の対象になっている妻（夫）が65歳になると、その時点で加給年金額は打ち切りとなり、夫（妻）に支給されている年金額はその分少なくなります。

その代わりに妻（夫）の老齢基礎年金に、加給年金額から振り替わった「振替加算」（昭和41年4月1日以前生まれの者に支給されるため、若年者ほど低額になる）が上乘せされて、死亡するまで支給されますが、加給年金額よりかなり低くなります。ちなみに、振替加算は妻（夫）本人の年金ですので、離婚してもなくなることはありません。

なお、老齢厚生年金に加算される加給年金額は、厚生年金保険の加入期間が原則として20年以上あり、配偶者の年齢が65歳未満、年収が850万円未満であれば、原則として定額部分が支給されたときから加算されます。

時間単位の年休付与

年次有給休暇（以下「年休」という）は日単位での取得が原則ですが、半日単位（使用者が同意した場合には、労使協定が締結されていない場合でも可）で与えることも可能です。

さらに、就業規則等に労働者の範囲、年休の日数（五日が限度）を定め、労使協定を締結すれば時間単位でも付与することができます。

労使協定の締結前に、労働者の請求に応じて時間単位の年休を付与した場合は、法的な年休と認められませんので、年休を取得したことにはなりません。

なお、当年度に取得しなかった年休の残日数及び時間数は翌年度に繰り越すことができますが、時間単位の年休については、全く利用しなかった場合でも、前年度からの繰越分も含めて五日が限度です。